

令和2年第12回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和2年12月25日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時47分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	欠			
8	石田裕司	欠		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 大野芳春
 次長 清水周二
 書記 青木智史
 書記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和2年第12回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、小和瀬守委員、石田裕司委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和2年第12回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第95号から議案第96号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第97号から議案第99号、農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について。</p> <p>日程第4、議案第100号から議案第101号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第5、議案第102号から議案第112号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第113号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、坂本和彦委員と野澤明廣委員をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第2、議案第95号から議案第96号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第95号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページを御覧ください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第95号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は南側の国道が整備されて以来、出入り口として使用されておりましたが、また、膨らんだ部分は展開広場や介護用の車などが日常的に止められるようになっておりますが、許可を取らずに使用していたことが分かり、今回正式に許可を取るため、今回の申請に至ったとのことです。そのため、始末書が付いており、また、追認としての申請となります。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第4条第6項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第4条第6項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>18日に、坂本委員さんと現場を見てまいりました。事務局からの説明のとおり、若奥様によりますと、バイパスが出来るときに、亡くなった祖父が使っていたそうです。別に問題はないものと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第95号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第95号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第96号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第96号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、長年、出入り口として使用しておりましたが、許可を取らずに使用していたことが分かり、今回正式に許可を取るため、今回の申請に至ったとのことです。そのため、始末書がついており、また、追認としての申請となります。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第4条第6項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第4条第6項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小淵委員。</p>
小淵推進委員	<p>12月20日に、關谷委員、新井委員と私の3人で、現地確認並びに面談を行ってまいりました。この土地は、元々敷地内にある塀に囲まれた場所ですけれども、先ほど説明があったとおり、畑だったものを宅地にするということで、特段問題等はないと思いますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第96号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第96号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第97号から議案第99号、農地法第5条第1項の規定による許</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>可の取消願についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 97 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的で転用を許可するものですが、許可後着手が困難になり、許可の取消を願ひ出るものでございます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 97 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらは、自己用住宅敷地として当時許可を得たものですが、許可後に病気を患い、着手できないまま転勤が決まったため、事業は行われず、今後も計画がないことから、許可の取消を求めているものであり、特に問題はないと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>12 月 20 日に、申請人であります〇〇さんと面談し、現地確認を行ってまいりました。お子様の住宅ということで許可を得たものですが、遠隔地にあり、今の状況では、住宅にはできないということで、取消が出たものであり、妥当だと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 97 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 97 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 98 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 98 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>こちらは、太陽光発電事業敷地として当時許可を得たものですが、許可後に東京電力との接続の本協議を進めたところ、支障が生じ、事業は行われず、今後も計画を行える見込みがないことから、許可の取消を求めているものであり、特に問題はないと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>19 日に、内田委員と現地を見てまいりました。ただいま事務局の説明のとおり、当初は太陽光発電事業用地として計画しておりましたが、東電との協議が整わないとのことで、取りやめるということですので、特に支障はないかなということで、地元の委員としての意見を申し上げます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 98 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 98 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 99 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 99 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらは、自己用住宅敷地として当時許可を得たものですが、建築の計画がなくなり、今後も計画を行える見込みがないことから、許可の取消を求めているものでございます。</p> <p>また、この後御審議いただきます議案第 109 号で、追認として現状のまま利用したいとのことでしたので、現地につきましても、議案第 109 号で議決いただければ、特段問題はないと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>この件につきましても、19 日に、内田委員と現地を見てまいりました。ただいまの事務局の説明のとおり、当初自己用住宅ということで、その後取消ということですので、問題はないかなということで、現地を見てまいりました。よろしく御審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 99 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 99 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 100 号から議案第 101 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 100 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。</p> <p>それでは、議案第 100 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらにつきましては、この後に御審議いただきます議案第 106 号と関連があるものですが、自己用住宅敷地という当初の計画が実施困難となったため、継承者が自身が経営する中古自動車販売用車両置場とする内容の計画変更の承認を求めるものです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力</p>

発 言 者	内 容
柴崎推進委員	<p>及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>12月20日の午前中に、現地を確認してまいりました。申請者とは面談はできませんでした。周辺が全て宅地に囲まれた土地ですので、目的は変わりましたが、特に支障はないものと考えてまいりました。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 100 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 100 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 101 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 101 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらにつきましては、この後に御審議をいただきます議案第 111 号と関連があるものですが、前回の議案では相続が進められず外しておりましたが、手続きが完了したとのことで、1 人の所有者の農地を追加した内容の計画変更の承認を求めるものです。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号、ロ、(1) の不許可の例外にあたるため、農振農用地であっても許可の対象となるものです。</p>
事務局	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小淵委員。</p>
小淵推進委員	<p>12月20日に、關谷委員、新井委員と 3 人で、現地確認を行ってまいりました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、追加がありますが、特段問題等はございませんので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案 101 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 101 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>

発 言 者	内 容
	<p>続きまして、日程第 5、議案第 102 号から議案第 112 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 102 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 102 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人の社員の住まいの近くで、すぐに対応ができ、近隣に高い建物がなく、太陽光発電事業敷地として適していることから、今回の申請に至ったとのこと。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
柴崎委員	<p>柴崎委員。</p> <p>18 日に、坂本委員さんと現地を見てまいりました。現地は、ミカンが数本植わっております。きれいに管理されております。特段問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 102 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 102 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 103 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 103 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は、譲受人の親の代から自動車整備業として、ここを事業敷地として利用していましたが、許可を取らずに使用していたことが分かり、正式に許可を取るため、今回の申請に至ったとのこと。そのため、始末書がついており、また、追認としての申請となります。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>12月22日火曜日に、私が、面談及び現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、約40年前から、北側の宅地の前庭のような形で、進入路部分以外は、ブロック塀で囲まれているような状態です。一体的に工場敷地として使われてきた状態と見られます。特段問題はないものと思われしますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案103号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第103号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第104号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第104号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、アパート住まいですが、手狭になり、住宅建築を考えたところ、父の土地があるのでそこはどうかと話があり、周辺も住環境が整っており、譲受人の実家も近くにあることから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>12月20日の午前中に、現地確認及び面談を行い、申請人は親子関係であり、住宅を建てたいということで、今回申請をしたとのこと。西側にはアパートが建築され、東側には、既にかかなりの数の住宅が建っております。南側の道路は、完全に整備されておまして、何ら支障はないと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第104号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第104号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第105号についてですが、私が申請人になっているものですので、農業委員会</p>

発 言 者	内 容
議長 事務局	<p>等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席いたします。議長につきましては、会長職務代理者である石澤清治委員にお願いいたします。</p> <p>(室岡会長 退席、石澤委員 議長席へ)</p> <p>それでは、議案第 105 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 105 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、以前からここを牛の牧草庫として利用しておりましたが、火災により倉庫が焼失し、それ以来別の倉庫を借りております。立地や自社倉庫での品質管理を考えると申請地で行うことが適しているとのことで、今回の申請に至りました。</p> <p>なお、こちらは現在、畑となっておりますが、以前から転用履歴がないことから始末書がついております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>12 月 20 日日曜日に、私が、譲渡人である〇〇さんと面談及び現地確認を行いました。以前より、乳牛用飼料等の販売を行っている会社に貸していた土地で、隣地の宅地と一体で倉庫敷地として利用されていたところでございます。過日の火災により焼失した倉庫を改めて建築することになり、農地転用の申請をしたということです。申請するにあたって、舗装等ははがし、農地として原状回復し、耕耘されておりました。特に問題はないものと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 105 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 105 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>これにて、議長の任を解かせていただき、議長の任を、室岡会長にお戻しいたします。御協力ありがとうございました。</p> <p>(室岡会長 着席、石澤委員 自席へ)</p>
議長 事務局	<p>次に、議案第 106 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 106 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、〇〇町で中古車販売業を営んでおりますが、中古車オークション会場と会</p>

発 言 者	内 容
<p>議長</p> <p>柴崎推進委員</p>	<p>社の中間地点に申請地があり、また、代表の家も近くにあることから、管理がしやすく、移動の経費等の削減が見込めることから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
<p>柴崎推進委員</p>	<p>先ほど、議案第100号で説明させていただいたとおりです。よろしく御審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第106号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第106号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議案第107号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の5ページを御覧ください。議案第107号につきまして、御説明申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は現在、他市に住んでおりますが、昨今の状況でライフスタイルが変わり、住宅を考えたところ、職場からの通勤や住環境が整っていることから、今回の申請に至りました。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
<p>柴崎推進委員</p>	<p>譲渡人の奥様及び仲介業者の方にお話を伺ってまいりました。分筆し、将来的には、周辺の土地も住宅敷地にとという計画らしいです。ただいまの事務局の方の説明で、周辺農地に影響がないというお話ですが、東側に農地が1つだけ残っており、極端な造成をして、盛土工事を行うと、農地の排水が出来なくなり、死滅してしまう恐れもありますので、できれば農地と同じようなレベルで建設をしてもらうような御指導をしていただければありがたいかなと思います。よろしく御審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 107 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 107 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 108 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 108 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は現在、祖父母の家に住んでいるようですが、立地も悪く経年劣化が進んでおり、また、子どもも成長し、新たに住宅を考えたところ、住環境が整っていることから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>この件につきましても、仲介業者の方にお話を伺ってまいりました。先ほどの議案第 107 号と関連するものですが、既に、東側、北側、西側全てに住宅が建っております。先ほど申し上げましたが、建設にあたりましては、極端な盛土等しないように、仲介業者の方をお願いしていただければと考えております。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 108 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 108 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 109 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 109 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は現在、譲受人が営んでいるアパートから駐車場が離れており、今回の申請地は、隣接していることから駐車場利用者が見込め、また、入居者へのアピールもできることから今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>19日に、内田委員と現地を調査してまいりました。譲受人、譲渡人には会うことはできませんでしたが、ただいまの事務局からの説明のとおり、当該地は、〇〇駅の駅前で、既にアパートなど住宅地に四方を囲まれた農地で、現況は、既に砂利が敷いてあり、駐車場として利用しているような状況でありました。特に支障はないものと判断したところであります。</p> <p>よろしく御審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第109号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第109号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第110号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第110号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、他市に住んでいますが、結婚後、生活も安定してきたため、自宅の建築を考えたところ、幼少から住んでおり、母が近くに住んでいることから相互に手伝え、住環境も整っていることから今回の申請に至ったとのことと。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p>
議長	<p>なお、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>須賀委員。</p>
須賀推進委員	<p>12月19日土曜日の午前中に、中嶋委員、石田委員と私須賀で、現地調査及び譲渡人である〇〇さんと面談を行いました。現地については、案内図を見ていただきますと、東側につきましては、既に住宅が建っております。西側についても、住宅が建っており、住宅に囲まれたところでございます。また、譲渡人である〇〇さん自身が高齢化し、後継者もないということで、今回の申請となったとのことと。申請地につきましては、長期にわたり作付け</p>

発 言 者	内 容
	<p>された様子はなかったわけですが、現状は保全となっております。地元の委員としては、特段問題はないものと思われまので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 110 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 110 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 111 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 111 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 八高線の倒竹対策工事に伴う、資材置場等が必要なため、前回調整が出来ていなかった申請人の農地を一時転用したく、今回の申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号、ロ、(1) の不許可の例外にあたるため、農振農用地であっても許可の対象となるものです。また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 小淵委員。</p>
小淵推進委員	<p>12 月 20 日に、新井委員、關谷委員と 3 人で現地確認及び面談を行ってまいりました。現在は竹藪状態となっており、伐採するという事、また、線路の反対側も特段問題はございませんので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 111 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 111 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 112 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページを御覧ください。それでは、議案第 112 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請地は、駅や医療機関、学校など周辺に生活環境が整っており、需要が見込めることから、今回の申請に至ったとのことです。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小淵委員。</p>
小淵推進委員	<p>12 月 20 日に、關谷委員、新井委員と 3 人で、現地確認及び面談を行ってまいりました。長屋住宅ということで、特段問題はないかと思っておりますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 112 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 112 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 6、議案第 113 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、關谷利男委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。議題といたします。</p>
事務局	<p>(關谷委員 退席)</p>
事務局	<p>それでは、議案第 113 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 7 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p>
事務局	<p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p>
事務局	<p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 113 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 3 人です。</p>
事務局	<p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 3 人です。</p>
事務局	<p>合計 11 筆で、11,130 平方メートル、そのうち、田が 4 筆で、6,342 平方メートル、畑が 7 筆で、4,788 平方メートルとなります。</p>

発 言 者	内 容
	<p>なお、御決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますか、何か御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 113 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 113 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p>
議長	<p>(關谷委員 着席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了いたしました。</p>
柴崎推進委員	<p>委員さんから、何かございますか。</p>
議長	<p>はい。</p>
柴崎推進委員	<p>柴崎委員。</p>
事務局	<p>〇〇地区は住宅ラッシュとなっております。住宅が建つことで農地が激減しております。農地転用の許可にいろいろと問題があり、以前に許可があった農地で極端な盛土をしてしまい、大変な騒ぎがありました。許可が下りればやりたい放題という状況が、各地で見受けられます。何か条件を付して、そういったことを抑制できるような方法がありましたら、教えていただければと思います。</p>
議長	<p>申請いただいている皆様については、被害がないよう、責任をもって対処することを確認しております。ただ、許可の行政処分は県になります。また、他法令も関係してくると思われるので、担当の部署と確認をし、どういった対応ができるか検討させていただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
柴崎推進委員	<p>県が許可権者であり、いろいろな部署が関わってくることも分かります。ですが、極端な盛土等が各地であります。よく県と事務局とで相談していただき、問題ないような対応をしていただければと思います。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>
議長	<p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局から 1 点、御連絡をいたします。</p>
議長	<p>次回の総会ですが、1 月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分からをお願いいたします。繰り返します。1 月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分からをお願いいたします。</p>
議長	<p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、令和 2 年第 12 回総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>御協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>坂本和彦委員 野澤明廣委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和2年12月25日</p> <p>議 長 室 岡 重 雄</p> <p>委 員 坂 本 和 彦</p> <p>委 員 野 澤 明 廣</p>